

総社市体育施設条例施行規則をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第43号

総社市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第13条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

区 分	利用内容
施設使用料 (条例別表第1～第8)	国及び地方公共団体が公益上の目的で使用するとき。
	市内の中学生，小学生又は児童の団体が教育上の目的で使用するとき。
	その他市長が必要と認める場合

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。